

緑区シンボルマーク・カラー デザインガイド



平成23年5月
(令和3年6月修正)

相模原市 緑区役所

【はじめに】

このデザインガイドは、「相模原市緑区シンボルマークの使用に関する事務取扱要綱」の規定にもとづき、「緑区シンボルマーク・カラー」を使用するにあたり皆様に守っていただく、最低限のルールを定めたものです。ガイドに従い適切に使用していただくよう、お願いいたします。

なお、印刷に使用する用紙や印刷機器の都合等で、やむを得ずこのガイドに従って使用できない場合は、緑区役所 地域振興課までご相談ください。

1 緑区のシンボルマーク・カラー制定の趣旨

緑区を身近に感じ、区に親しみをもってもらいたくため、緑区をイメージした「緑区シンボルマーク・カラー」を区制施行後1周年にあわせ制定し、平成23年5月15日に発表しました。

2 緑区のシンボルマーク・カラーのコンセプト

緑と未来の「ミ」をモチーフに、未来へ向けて羽ばたくイメージのデザインで、自然との融和を図るまちづくりを表しています。

区のカラーの若竹色には、これからの成長への願いを込めています。

3 緑区シンボルマークの使用にあたってのお願い

シンボルマークの使用にあたっては、区の個性や魅力を活かした区民主体のまちづくりのシンボルであることを念頭に、このデザインガイドにある注意事項や、諸法令及び公序良俗の範囲内での活用を必ず厳守し、緑区または緑区民のシンボルとしてふさわしい利用をお願いします。

シンボルマークに関する一切の著作権は相模原市に帰属しますので、使用者は自己のシンボルマーク、商標として使用することはできません。

(緑区シンボルマークは登録商標です。【商標登録第5460657号】)



4 緑区シンボルマークの使用方法について

(1) シンボルマークのデザインおよびカラーについて

原則として以下のとおりとし、マークを使用する際には、必ずその縦横比を守ってください。変形及びカラーの変更はできません。

マークの印刷にあたっては、緑区役所地域振興課が管理する電子ファイルを使用し、正しくきれいな出力を心がけてください。

<基本形>

	<p>緑区のカラー：「若竹色」</p>  <p>* 特色指定：DIC127 * プロセスカラー：C70+Y65 * RGB参考値：R75/G180/B100</p>
--	--

なお、やむを得ず白黒での印刷とする場合は、下記を参考として配色してください。

<参考> 白黒での展開例

	 <p>* プロセスカラー：K45 (CMY 0)</p>
---	---

(2) シンボルマークの最小使用サイズについて

マークの視認性を維持するため、幅 10mm 未満の使用はしないでください。

最小使用サイズ



(3) シンボルマークの使用禁止例

マークは正しく表示・使用されることが大切です。下記のような使い方はしないでください。

マークの縦横比を変更すること



デザインの一部を省略・変更すること



マークの配色を変更すること



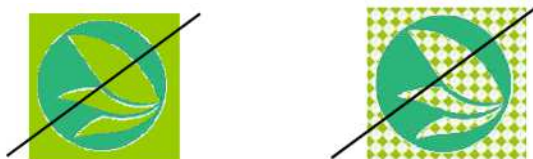
他の要素（記号・文字等）を追加すること



マークを反転・回転させること



マークが背景色、柄、模様の影響を受けること（マークが明確に認識できない）



お問い合わせ先

相模原市 緑区役所 地域振興課

〒252-5177 相模原市緑区西橋本 5 - 3 - 21（緑区合同庁舎 5 階）

Eメール：g-chikishinkou@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話：042(775)8801（直通） FAX：042(700)7002

緑区HP：<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/midoriku/>